



同時発表：総合政策局運輸審議会審理室

令和6年8月29日
九州運輸局鉄道部

九州旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客の運賃及び料金の 上限変更認可申請事案に関する公聴会の開催概要について

運輸審議会は、標記事案の審議に当たり実施することとしていた公聴会について、令和6年10月11日（金）に福岡県で公聴会を開催することを決定しました。

運輸審議会は、令和6年7月31日付けで国土交通大臣から諮問があった標記事案を審議するに当たり、一般公述人の様々な意見を聴いた上で判断を行うため、国土交通省設置法第23条の規定に基づき職権で公聴会を開催する旨を8月1日付けでお知らせしておりますが、このほど、その開催日程等の概要を決定するとともに、公述及び傍聴の申込み受付を開始しましたのでお知らせします。[資料1](#)

なお、公聴会当日の進行予定及び取材要領は、令和6年9月25日（水）に改めてお知らせする予定です。

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会は公開で行います。その他の審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会のホームページにて公表予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 増田、藤間
(直通) 03-5253-8810

[鉄道の旅客の運賃及び料金の上限変更認可申請に関する問合せ先]

鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 小林、浪岡
(代表) 03-5253-8111 (内線 40652、40634)、(直通) 03-5253-8543

九州旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客の運賃及び料金の 上限変更認可申請事案に関する公聴会の開催概要

令和 6 年 7 月 3 1 日付けで国土交通大臣から諮問がありました標記事案について、当審議会は、公聴会を下記のとおり開催することとしました。

記

1. 日時・場所

日時：令和 6 年 1 0 月 1 1 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分から

場所：リファレンス大博多ビル貸会議室 1 1 階 1 1 2 0 会議室
（福岡県福岡市博多区博多駅前 2 丁目 2 0 - 1）

2. 事案の要旨

事案番号：令 6 第 3 0 0 3 号

事案の種類：鉄道の旅客運賃及び料金の上限変更認可

申請者：九州旅客鉄道株式会社

事案の内容：[資料 2](#) 参照

3. 開催内容（予定）

- ・申請者からの申請事案の内容の説明
- ・一般公述人による公述
- ・運輸審議会委員からの申請者に対する質問

※当日の進行予定は、令和 6 年 9 月 2 5 日（水）にお知らせする予定です。

4. 一般公述・傍聴

- ・一般公述 1 0 人以内（1 人 1 5 分以内）
- ・傍聴 WEB 形式（Microsoft Teams）

5. 公述の申出

- （1）公述しようとする方は、公述申込書（5.（2）を参照してください。）及び公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格 A 4 用紙を使用してください。）各 1 部を期限までに以下宛先まで提出してください。

期限：令和 6 年 9 月 1 2 日（木）正午 必着

宛先：〒1 0 0 - 0 0 1 3 東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1
中央合同庁舎第 4 号館 3 階 国土交通省運輸審議会

- (2) 公述申込書は、**別紙様式例**の裏面の注意事項をよくお読みになり、**別紙様式例**に従い、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年齢（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び所在地並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。
- (3) 公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。
- (4) 議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和6年9月25日（水）午後2時から運輸審議会公聴会のホームページに掲載し、運輸審議会の掲示板に掲示する予定です。
（掲載予定 URL : https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）
- (5) 公述人に選定された方は、公聴会開始時刻までに会場にお越しください。

6. 傍聴の申込み

- (1) 傍聴を希望される場合は、電子メールにて、申込みをする方の、[1]氏名（業務として傍聴する場合には所属先名称でも可）[2]住所（市区町村名まで）を記入のうえ、件名を「九州旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客の運賃及び料金の上限変更認可申請事案に関する公聴会の傍聴申込」として、以下のメールアドレスまでお申し込みください。なお、通信状況によって映像・音声の乱れや一時的な停止があることを予めご了承ください。

期限：令和6年9月12日（木）正午 必着

送付先 hqt-since1949-unyushingikai@gxb.mlit.go.jp

- (2) 傍聴人数（アクセス可能端末数）は300人以内とし、申込み多数の場合は先着順とします。
- (3) 傍聴用 URL については、傍聴にあたってのご案内とともに、6.(1)の送信元メールアドレスへの返信の形で令和6年9月25日（水）にお知らせする予定です。その際、@ki.mlit.go.jp からのメールが受信可能となるような設定をお願い

いします。なお、公聴会当日の傍聴（アクセス）の際には、お申込みの1つのメールアドレスあたり1端末限りとします。

7. 申請書その他の関係書類の閲覧

当該事案の申請書その他の関係書類については、令和6年8月29日（木）から、公述申込書及び公述書等に係る文書（一般公述の申出があった場合に限り）については、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和6年9月17日（火）から、それぞれ運輸審議会公聴会のホームページにおいて、閲覧することができます。

（掲載予定 URL : https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）

8. 公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

9. 取材申込み方法

公聴会当日の取材要領については、令和6年9月25日（水）にお知らせする予定です。

10. その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（03-5253-8810）にお問い合わせください。

○国土交通省告示第 1061 号

運輸審議会一般規則（昭和 27 年運輸省令第 8 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和 6 年 8 月 1 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

事案番号	令 6 第 3003 号																		
事案の種類	鉄道の旅客運賃及び料金の上限変更認可																		
申請事業者	九州旅客鉄道株式会社																		
事案の内容	<p>すべての運賃及び料金に消費税及び地方消費税（10%）を含んだ以下の額を上限額とする。</p> <p>1. 九州旅客鉄道株式会社線内のみを利用する場合の鉄道の普通旅客運賃</p> <p>（1）鉄道の普通旅客運賃の計算方法及び端数計算</p> <p>鉄道事業法第 16 条第 1 項の定めに基づき、平成 7 年 12 月 22 日（鉄業第 91 号の 3）で運輸大臣に認可を受けた賃率、計算方法及び端数計算による額に、1.10 を乗じ 10 円未満の額を四捨五入し 10 円単位とした額とする。</p> <p>ただし、賃率の一部を第 2 号②のとおり変更する。</p> <p>（2）幹線のみを乗車する場合</p> <p>①営業キロが 100 キロメートルまでの普通旅客運賃は現行の運賃を次のとおり変更する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業キロ</th> <th>普通旅客運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 km から 3 km まで</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>4 km から 6 km まで</td> <td>240 円</td> </tr> <tr> <td>7 km から 10 km まで</td> <td>270 円</td> </tr> <tr> <td>11 km から 15 km まで</td> <td>340 円</td> </tr> <tr> <td>16 km から 20 km まで</td> <td>450 円</td> </tr> <tr> <td>21 km から 25 km まで</td> <td>560 円</td> </tr> <tr> <td>26 km から 30 km まで</td> <td>660 円</td> </tr> <tr> <td>31 km から 35 km まで</td> <td>760 円</td> </tr> </tbody> </table>	営業キロ	普通旅客運賃	1 km から 3 km まで	200 円	4 km から 6 km まで	240 円	7 km から 10 km まで	270 円	11 km から 15 km まで	340 円	16 km から 20 km まで	450 円	21 km から 25 km まで	560 円	26 km から 30 km まで	660 円	31 km から 35 km まで	760 円
営業キロ	普通旅客運賃																		
1 km から 3 km まで	200 円																		
4 km から 6 km まで	240 円																		
7 km から 10 km まで	270 円																		
11 km から 15 km まで	340 円																		
16 km から 20 km まで	450 円																		
21 km から 25 km まで	560 円																		
26 km から 30 km まで	660 円																		
31 km から 35 km まで	760 円																		

36km から 40km まで	870 円
41km から 45km まで	990 円
46km から 50km まで	1,090 円
51km から 60km まで	1,300 円
61km から 70km まで	1,510 円
71km から 80km まで	1,730 円
81km から 90km まで	1,930 円
91km から 100km まで	2,130 円

②変更しようとする賃率

営業キロ1キロメートルごとの現行の賃率100キロメートルを超え300キロメートルまでの部分17円75銭を19円75銭に変更する。

2. 鉄道の定期旅客運賃

(1) 通勤定期旅客運賃

現行の運賃を別表1のとおり変更する。

(2) 通学定期旅客運賃

現行の運賃を別表2のとおり変更する。

3. 九州新幹線の特別急行料金（自由席又は立席特急料金）

現行の料金を別表第3のとおり変更する。

4. 西九州新幹線の特別急行料金（自由席又は立席特急料金）

現行の料金を別表第4のとおり変更する。

別表1 通勤定期旅客運賃

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	6,580	18,910	33,840	51	35,220	101,450	196,490
2	6,640	19,110	34,210	52	35,740	102,930	199,470
3	6,690	19,260	34,530	53	36,190	104,230	202,020
4	7,920	22,850	40,950	54	36,790	105,990	205,260
5	8,050	23,210	41,660	55	37,270	107,330	208,010
6	8,110	23,360	41,970	56	37,790	108,820	210,910
7	8,820	25,390	45,650	57	38,240	110,150	212,040
8	8,840	25,450	45,780	58	38,850	111,880	212,040
9	8,870	25,520	45,890	59	39,310	113,200	212,040
10	8,900	25,600	46,070	60	39,830	114,730	212,040
11	11,000	31,700	55,560	61	40,970	118,020	228,690
12	11,070	31,860	55,910	62	41,450	119,380	231,200
13	11,150	32,070	56,310	63	41,990	120,960	234,260
14	11,210	32,260	56,680	64	42,460	122,310	236,940
15	11,270	32,450	57,030	65	43,100	124,130	240,490
16	14,510	41,800	74,940	66	43,570	125,510	243,290
17	14,640	42,150	75,670	67	44,030	126,850	245,420
18	14,770	42,520	76,400	68	44,600	128,410	245,420
19	14,830	42,690	76,760	69	45,140	130,030	245,420
20	14,890	42,890	77,130	70	45,620	131,400	245,420
21	18,130	52,220	93,670	71	46,560	134,080	259,810
22	18,260	52,580	94,400	72	47,190	135,900	263,180
23	18,320	52,760	94,760	73	47,620	137,170	265,700
24	18,450	53,130	95,490	74	48,160	138,690	268,800
25	18,560	53,450	96,170	75	48,580	139,900	270,960
26	21,320	61,410	112,830	76	49,210	141,720	274,570
27	21,640	62,340	112,900	77	49,650	143,020	276,300
28	21,700	62,530	113,250	78	50,170	144,520	276,300
29	21,770	62,710	113,610	79	50,700	146,010	276,300
30	21,810	62,880	113,940	80	51,240	147,530	276,300
31	24,420	70,310	130,540	81	52,320	150,740	291,930
32	25,030	72,090	130,920	82	52,800	152,040	294,340
33	25,410	73,130	131,280	83	53,260	153,360	296,850
34	25,470	73,320	131,640	84	53,720	154,670	299,480
35	25,530	73,510	132,010	85	54,280	156,210	302,440
36	27,500	79,190	148,900	86	54,730	157,500	304,960
37	28,050	80,790	149,010	87	55,170	158,820	305,420

38	28,540	82,190	149,170	88	55,630	160,110	305,420
39	28,900	83,190	149,230	89	56,100	161,420	305,420
40	28,960	83,400	149,590	90	56,550	162,690	305,420
41	30,610	88,160	168,110	91	57,440	165,420	320,360
42	30,970	89,200	168,110	92	57,960	166,900	323,650
43	31,330	90,260	168,110	93	58,330	168,000	326,040
44	31,850	91,710	168,110	94	58,870	169,480	329,400
45	32,220	92,820	168,110	95	59,270	170,630	331,900
46	32,490	93,580	181,240	96	59,780	172,090	333,040
47	32,810	94,520	183,170	97	60,300	173,540	336,150
48	33,220	95,720	184,940	98	60,710	174,690	338,230
49	33,560	96,680	184,940	99	61,190	176,150	341,430
50	33,920	97,690	184,940	100	61,710	177,580	344,320

別表2 通学定期旅客運賃（大学生）

（円）

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	3,450	9,820	18,580	51	15,200	43,330	82,090
2	3,510	9,990	18,930	52	15,550	44,300	83,940
3	3,530	10,050	19,060	53	15,740	44,870	85,020
4	3,960	11,280	21,370	54	15,950	45,450	86,130
5	4,330	12,380	23,430	55	16,290	46,410	87,920
6	4,640	13,240	25,070	56	16,560	47,200	89,420
7	5,140	14,650	27,740	57	16,700	47,600	90,180
8	5,640	16,060	30,450	58	17,020	48,540	91,940
9	6,020	17,150	32,470	59	17,310	49,330	93,460
10	6,240	17,800	33,690	60	17,590	50,110	94,910
11	7,520	21,430	40,540	61	17,690	50,410	95,510
12	7,720	21,980	41,650	62	18,020	51,350	97,250
13	7,910	22,540	42,700	63	18,320	52,250	98,970
14	8,120	23,100	43,740	64	18,580	52,950	100,290
15	8,160	23,250	44,040	65	18,840	53,660	101,660
16	9,610	27,390	51,930	66	19,140	54,550	103,380
17	9,870	28,110	53,250	67	19,310	55,020	104,250
18	9,900	28,200	53,410	68	19,800	56,400	106,880
19	10,030	28,610	54,210	69	19,880	56,670	107,350
20	10,180	29,020	54,980	70	20,190	57,530	108,990
21	10,340	29,460	55,810	71	20,420	58,210	110,290
22	10,490	29,910	56,630	72	20,720	59,060	111,870
23	10,490	29,910	56,630	73	21,100	60,120	113,920

24	10,600	30,190	57,180	74	21,290	60,650	114,910
25	10,630	30,270	57,340	75	21,460	61,160	115,860
26	10,670	30,410	57,590	76	21,740	61,970	117,380
27	10,690	30,470	57,710	77	22,000	62,710	118,790
28	10,860	30,930	58,580	78	22,360	63,730	120,780
29	10,870	30,930	58,650	79	22,470	64,030	121,310
30	11,020	31,360	59,410	80	22,790	64,970	123,110
31	11,130	31,690	60,090	81	23,160	66,010	125,070
32	11,150	31,770	60,210	82	23,350	66,580	126,120
33	11,260	32,070	60,770	83	23,660	67,440	127,760
34	11,310	32,230	61,090	84	23,880	68,050	128,920
35	11,570	32,970	62,430	85	24,190	68,960	130,630
36	11,630	33,160	62,800	86	24,410	69,530	131,750
37	11,680	33,270	63,040	87	24,720	70,420	133,440
38	11,970	34,110	64,620	88	24,990	71,220	134,920
39	12,050	34,330	65,030	89	25,090	71,500	135,440
40	12,370	35,250	66,790	90	25,430	72,480	137,320
41	12,720	36,270	68,710	91	25,750	73,370	139,010
42	12,960	36,900	69,930	92	26,110	74,380	140,930
43	13,280	37,870	71,760	93	26,340	75,040	142,200
44	13,450	38,330	72,610	94	26,440	75,340	142,750
45	13,740	39,200	74,270	95	26,790	76,390	144,720
46	13,860	39,580	74,970	96	27,020	76,990	145,880
47	14,000	39,900	75,570	97	27,270	77,710	147,220
48	14,360	40,910	77,510	98	27,600	78,660	149,030
49	14,600	41,590	78,790	99	27,730	78,990	149,670

別表3 九州新幹線の特別急行料金（自由席又は立席特急料金）

(円)

	博多	新鳥栖	久留米	筑後 船小屋	新大牟田	新玉名	熊本	新八代	新水俣	出水	川内
新鳥栖	2,010	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久留米	2,010	2,010	-	-	-	-	-	-	-	-	-
筑後 船小屋	2,010	2,010	2,010	-	-	-	-	-	-	-	-
新大牟田	2,010	2,010	2,010	2,010	-	-	-	-	-	-	-
新玉名	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010	-	-	-	-	-	-
熊本	2,890	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010	-	-	-	-	-
新八代	3,700	2,890	2,890	2,010	2,010	2,010	2,010	-	-	-	-
新水俣	3,700	3,700	3,700	2,890	2,890	2,890	2,010	2,010	-	-	-
出水	4,430	3,700	3,700	3,700	2,890	2,890	2,010	2,010	2,010	-	-
川内	4,430	4,430	4,430	3,700	3,700	3,700	2,890	2,010	2,010	2,010	-
鹿児島 中央	5,150	5,150	5,150	4,430	4,430	3,700	3,700	2,890	2,010	2,010	2,010

別表4 西九州新幹線の特別急行料金（自由席又は立席特急料金）

(円)

	武雄温泉	嬉野温泉	新大村	諫早
嬉野温泉	2,010	-	-	-
新大村	2,010	2,010	-	-
諫早	2,010	2,010	2,010	-
長崎	2,010	2,010	2,010	2,010

令和6年 月 日

運輸審議会

会長 堀川 義弘 殿

公 述 申 込 書

運輸審議会一般規則第35条の規定により、下記のとおり公述申込みを致します。

記

1 公述しようとする事案

事案番号	令6第3003号
事案の種類	鉄道の旅客運賃及び料金の上限変更認可
事案の申請者	九州旅客鉄道株式会社

2 公述しようとする者 ※法人・団体等の記入方法は注意事項②参照

(ふりがな)	
氏名	
(郵便番号)	〒
住所	
職業	
年齢	歳

3 事案に対する賛否 ※いずれかに○を付けて下さい

賛成 ・ 反対

4 利害関係を説明する事項 ※利害関係人のみ記入 (注意事項③参照)

--

5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号

--

公述申込みにあたっての注意事項

- ① 公述しようとする方は、公述申込書に、公述しようとする方の氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載した公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格A4用紙を使用してください。）を添付して提出期限までに以下宛先まで提出してください。

期限 令和6年9月12日（木）正午 必着

宛先 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会

- ② 法人・団体等を代表して公述する場合には、「2 公述しようとする者」の氏名の欄に法人・団体等の名称及び代表して公述する者の氏名を、住所の欄に法人・団体等の所在地を、職業の欄に代表して公述する者の職名を、年令欄に代表して公述する者の年令をそれぞれ記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を「5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号」の欄に付記してください。
- ③ 「4 利害関係を説明する事項」は、運輸審議会一般規則第5条の各号のいずれかに該当する場合にのみ記入してください。なお、記入の際は、利害関係について具体的に記載してください（必要に応じ別紙への記入も可）。

○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

（利害関係人）

第5条 国土交通省設置法（平成11年法律第100号。以下「法」という。）第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は審査請求をした者（以下「事案の申請者」という。）
- 二 事案において、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者
- 三 事案の申請者と競争の関係にある者
- 四～五 （略）
- 六 前各号に掲げる者のほか、利用者その他の者のうち運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

- ④ 公述申込書及び公述書は、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和6年9月17日（火）から運輸審議会公聴会のホームページに掲載予定です（一般公述の申出があった場合に限りです）。
- ⑤ 一般公述人の人数は、10人以内とし、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和6年9月25日（水）に運輸審議会公聴会のホームページに掲載予定し、運輸審議会の掲示板に掲示する予定です。